

第 5 4 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康
保険運営協議会及び国民健康保険協力委員会」を「本市の国民健康
保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」
を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「本
市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第4条中「前2条」を「第2条」に改め、「及び協力委員会」を削る。

第12条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条の3に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金

- 等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法第74条の規定による補助金の額
- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金

(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)
(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第12条の3に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第16条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者数の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第2項中「3位」を「4位」に改める。

第16条の6中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第16条の6の2に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、京都府が行う国民健康保険の一般被保

険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条の6の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第16条の6の5第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に、「方法の例」を「方法」に改め、同条第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第16条の7に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の

規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条の7に次の1項を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第16条の10第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第20条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条第1項中「10円未満の端数」を「100円未満の端数」に、「全額が10円未満」を「全額が1,000円未満」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

第25条の4第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条の2から第20条までの規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(亀岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正)

- 3 亀岡市国民健康保険財政調整基金条例(昭和39年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業の健全な運営に必要な保険給付、老人保健拠出金及び介護納付金の財源調整並びに保健事業の振興を図るため」を「亀岡市国民健康保険事業の健全な運営及び保険事業の実施に必要な財源に充てるため」に改める。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 平成30年度から京都府が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を推進するために必要な規定整備を図ること。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を580,000円（現行540,000円）に改めること。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を275,000円（現行270,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を500,000円（現行490,000円）に改めること。
- 3 関係条例の改正及びその他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。